

特定非営利活動法人 逃げトレ 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 逃げトレという。

（事務所）

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本法人は、津波をはじめとする自然災害に関して、住民、学校、行政、企業など多様な主体が科学的知見に基づいた実効性のある防災行動を行うことができるよう、防災意識の普及・啓発に努め、効果的な防災訓練を実施するためのデータ収集・分析等を実施することを通して、地域防災力の向上と被害軽減を目指すことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- （1） 社会教育の推進を図る活動
- （2） 災害救援活動
- （3） 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- （4） 地域安全活動
- （5） 子どもの健全育成を図る活動
- （6） 情報化社会の発展を図る活動
- （7） 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 特定非営利活動に係る事業

- ① 津波避難訓練支援アプリ「逃げトレ」の調査・研究・開発・運用及び活用支援事業
 - ② 避難行動データを活用した地域防災戦略検討システム「逃げトレView」の調査・研究・開発・運用及び活用支援事業
 - ③ 学校・企業・自治体向けの防災教育・研修及びその調査・開発事業
 - ④ 防災に関する調査研究・開発・学术交流及び成果発信
 - ⑤ 地域住民とのワークショップ、講演会、シンポジウムの開催
 - ⑥ 防災教材、映像教材、アプリ等の企画・制作・販売
 - ⑦ 学校・企業・自治体等からの受託による防災訓練企画・調査研究・計画・開発業務
 - ⑧ 災害に強いひとづくり、まちづくりにおいて、本法人の目的達成に資する必要なその他事業
-

第3章 会員

（種別）

第6条 本法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意に退会できる

（会員の資格の喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の事業の運営及び業務を妨害したとき。
- (3) 自己又は第三者の利益のために本法人を利用する等の不正行為を行ったとき。
- (4) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常

総会終結の時までとする。ただし、同通常総会が役員の任期の開始の日から2年以内に開催されない場合は、2年とする。なお、再任は妨げない。

2 役員選任後2年以内に後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決を経て、当該役員の解任をすることができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条 本法人に、職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

（総会）

第21条 総会は、正会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は、本法人の最高意思決定機関とする。

（権能）

第22条 総会は、次の事項について議決する。

（1）定款の変更

（2）解散

（3）合併

（4）事業計画及び活動予算に関する事項

（5）事業報告及び活動決算に関する事項

（6）役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項

- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他本法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、6月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（理事会）

第30条 理事会は、理事をもって構成し、法人の業務執行に関する重要事項を決議する。

（権能）

第31条 理事会は、本定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長が行うか、または、理事長が理事から指名する。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (3) 寄附金及び助成金
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

（事業年度）

第39条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（資産の管理）

第40条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第44条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 本定款の変更は、正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第47条 本法人は、以下に定める事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第48条 本法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）に伴う残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会にて議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第49条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 本法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、法人のホームページにて行う。

第10章 雑則

（細則）

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立時役員は、次のとおりとする。

理事長 矢守 克也

理事 逢坂（杉山） 高志

ト部 兼愼

吉岡（横山） 愛子

監事 大川 真司
- 3 本法人の主たる事務所は、京都府京都市中京区清水町352番地3に置く。
- 4 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 本法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 7 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員入会金 5,000円

正会員会費 5,000円（1年間分）